

第3群（活動報告）

食品表示法に基づく栄養成分表示の義務化に向けた相談業務の効率化に向けて

○仙台保健福祉事務所(塩釜保健所) 主任主査 渡部順子
星裕子, 君ヶ袋志麻

キーワード: 栄養成分表示義務化, 相談業務の効率化, 食品に栄養表示をする際のチェックリスト

I はじめに

平成27年4月から食品表示法が施行され、平成32年3月31日までに、一般に販売される加工食品等に栄養成分表示を行うことが義務づけられた。これまで任意表示だった栄養成分表示が義務化されることにより、事業者からの相談件数増加への対応や、より分かりやすく、正しい表示方法の周知を行う必要があると考えられたため、「食品に栄養表示をする際のチェックリスト（基本編）」を作成したので報告する。

II 方法

現時点で、栄養成分表示に関する相談は、食品表示法に関連する軽微なものが大半を占め、かつ複数の事業者から同様の質問を受けるというケースが多い。このため、これらの相談対応の効率化に向け、栄養成分表示の義務化にあたり、最低限表示が必要な事項について、正しい栄養成分表示を行うためのチェックリストを作成した。チェックリストの作成にあたっては、「事業者自らが自己チェックに活用できる」、「根拠となる関係法令の確認が容易にできる」、「義務表示に必要な情報を最低限盛り込む」という視点で作成することとした。

III 活動内容

(1) チェックリストの作成

チェックリストはA4サイズ3ページ、11のチェック項目からなり、「事業者が自己チェックに活用する部分」「補足情報」「根拠」の3部構成とした。

(2) チェックリストの活用状況

作成したチェックリストは、当所ホームページに平成28年8月中旬から掲載を開始し、相談のあった事業者へチェックリストの活用について情報提供を行った。掲載開始から同年12月末までのアクセス件数は288件だった。チェックリストを情報提供した事業者からは「早速使ってみたい」、「こんなものがあると便利」等の感想が得られた。担当者からは「相談にかかる時間が短縮できる」、「担当者不在時に事業者に配布する資料として活用できる」、「義務表示だけでなく、強調表示などもカバーできると良い」などの感想が得られた。

IV 考察

(1) チェックリスト運用による効果と課題

効果としては、①相談にかかる時間の短縮、②担当者不在時の事業者への対応の向上、の2点があり、チェックリストの活用により、相談業務の効率化が図られると考えられた。課題としては、①事業者へのチェックリストの周知が不十分、②チェックリストの対応範囲が狭い、の2点が上げられる。

(2) 課題解決に向けた今後の取り組み

①事業者へのチェックリストの周知が不十分

より多くの食品事業者への周知を図るため、他保健所での活用を呼びかける他、食品表示の衛生事項担当部署への周知や活用依頼、事業者向け講習会等でのチェック活用呼びかけなどを行っていきたい。

②チェックリストの対応範囲が狭い

より多くの相談ニーズをカバーできるよう「応用編」の作成を検討する。「応用編」の作成にあたっては、他保健所担当者とともに作成・検討する形をとり、若手職員のOJTの場面として活用できるよう、作成方法について提案を行いたい。

V おわりに

チェックリストの運用は、相談業務の効率化にある一定の効果が期待できると思われた。一方、残された課題については、引き続き検討・改善を行いながら、3年後の食品表示法の完全施行に向け、適正な栄養成分表示を行う食品事業者を増やし、県民の皆さんが「栄養成分表示」を健康づくりに活用できる環境づくりを進めたい。